

設備改修

1 これまでの協議経過

(1) 議場設備

○ 議場改修調査特別委員会の報告

- ・ 議員懇談会では、特別委員会の「馬蹄形式」「傍聴席の拡充」「机と椅子の更新」「机上コンセントの設置」という中間報告に合意した。

○委員会調査中間報告書

(1) レイアウト

議員席は、全議員を対象とした議場レイアウトのアンケート結果を尊重し、さらに、委員間討議においても「特色ある議場を残したい」という意見があったことから、馬蹄形式を維持する。

ただし、曲線部分にある議員席が狭くならないよう、余裕ある席幅を確保し、さらに、センター部分を分離し、通行できるスペースを設ける。

また、配席を当局側から詰めて行うことで、傍聴席のスペースも拡充する。

(2) 議場の机・椅子

机は、馬蹄形式の採用により、固定式とする。

椅子は、破損の際の交換が容易なことから、可動式の備品とする。

(4) 設備関係

③ 机上コンセント

タブレット導入を見据え、机上にコンセントを設置する。

○委員会調査報告書

(1) 議員懇談会において合意に至った事項

① レイアウト

馬蹄形式を維持する。ただし、曲線部分にある議員席が狭くならないよう、余裕ある席幅を確保し、さらに、センター部分を分離し、通行できるスペースを設ける。また、配席を当局側から詰めて行うことで、傍聴席のスペースも拡充する。

② 議場の机・椅子

机は、馬蹄形式の採用により、固定式とする。

椅子は、破損の際の交換が容易なことから、可動式の備品とする。

④ 机上コンセント

タブレット導入を見据え、机上にコンセントを設置する。

(2) バリアフリー

① 議場改修調査特別委員会の報告

- ・ 傍聴席：議員懇談会では、特別委員会の中間報告である「最小限の段差」「車椅子利用者用の傍聴スペース」に合意した。
- ・ 議場：議員懇談会では、特別委員会の中間報告である「全面改修」「部分改修」のほかに「改修不要」の意見も出され、再協議事項とした。

○委員会調査中間報告書

(3) バリアフリー対策

議場の全面を対象としたフラット化の提案があり、その協議を始めたところ、「バリアフリー対策は、議場だけ行えばよいというものではなく、議場に至るまでの庁舎入口や階段なども含めて実施しなければ、その効果は限定的であるから、多くの予算を掛けることに対して町民からの理解が得られないのではないか」という意見があったため、2案に取りまとめた。

案一1 全面改修案

原則として、全ての議場床の張替えを行い、フラット化する。

ただし、当局は4列となっていることから、後列の視界確保のための最小限の段差は許容する。

案一2 部分改修案

議場入口および議場中央部の段差を解消する。

(5) 傍聴席

議場を見渡せるようにするための最小限の段差は許容する。

(中略)

入口側に車椅子利用者用の傍聴スペース(1人分)を確保する。

(6) 付帯意見

① 議場の全面改修を行うとした場合は、当局に対して、議場の完全バリアフリー化については、庁舎内のバリアフリー(庁舎入口から議場まで)が同時に行われることで実効力が高まるものであるから、庁舎の改修対応等についても要望されたい。

② 当局に対して、議場前の廊下の傍聴席へ接続する階段について、バリアフリー対策を要望されたい。

○委員会調査報告書

(1) 議員懇談会において合意に至った事項

⑥ 傍聴席

議場を見渡せるようにするための最小限の段差は許容する。

(中略)

入口側に車椅子利用者用の傍聴スペース(1人分)を確保する。

(2) 議員懇談会において再協議とされた事項

① バリアフリー対策

本委員会が提出した「全面改修案」と「部分改修案」のほかに、「改修不要」という意見も出され、再協議として取りまとめられた。

② 採択した令和5年請願第1号の趣意

- ・ 三種町議会は、「傍聴席のバリアフリー化」に賛成の意思表示をした。

○町民に開かれた議会にするための取り組みを求める請願

1. (略)

2. 座席の配置やクリアな音響、バリアフリー化など、傍聴席の環境を改善すること。

2 合意している事項

(1) 議席のレイアウト

- ・ 馬蹄形式とする。
 - 質問席は設置しない。
 - 曲線部分の議席が手狭なため、余裕ある席幅を確保する。
 - 馬蹄形の中央部分については、通行できるよう分離する。
 - 当局側の空席を解消し、傍聴席を拡張する。

(2) 議場（議席・当局席）の机

- ・ 固定式とする。
 - タブレット端末の電源確保のため、コンセントを設置する。

(3) 議場（議席・当局席）の椅子

- ・ 可動式とする。
 - 破損時の交換が容易なように、備品購入とする。

(4) 傍聴席のバリアフリー

- ・ バリアフリー化を図る。
 - 段差は、後列の視界確保のため、最小限化する。
 - 車椅子利用者用の傍聴スペース（1人分）を設置する。

3 再協議とされた事項

(1) 議場のバリアフリー

① 全面改修

- 全面をフラット化する。
- ただし、当局席の段差は、後列の視界確保のため、最小限化する。

② 部分改修

- 議場入口の段差・議場中央部の段差の解消を図る。

③ 改修不要

- 本庁舎の建設・大規模改修まで、現状を維持する。

④ 議場の移転

- 議場を既にバリアフリー化されている施設（例：八竜農村環境改善センター）へ移転する。

(2) 本庁舎の課題

- ・ 庁舎1階から2階への階段

- ・ 議場前の廊下の傍聴席への階段
 - バリアフリー対策は、議場だけ行えばよいというものではなく、議場に至るまでの庁舎入口や階段なども含めて実施しなければ、その効果は限定的である。

(3) 合理的配慮の提供

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）は、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を義務化している。
- ・ 「合理的配慮の提供」とは、①行政機関等が、②その事務・事業を行うに当たり、③個々の場面で、障害者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に、④その実施に伴う負担が過重でないときに、⑤社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずること、とされている。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

4 委員の意見【令和6年9月2日時点】

- ・ 過去に車椅子の傍聴者はいない。ニーズに対してコストが掛かりすぎではないか。
- ・ 議会の立場としても、障害者差別解消法に沿って進めていくべきと思う。
- ・ 障害者にも議会を傍聴してもらおうような仕組みを作るといっているのであれば、当町にはすでにバリアフリー化されている施設があるのだから、そういった施設に議場機能を移転させるのも一案ではないか。
 - 「5 議場移転と他施設との関係」参照
- ・ 費用の問題が懸念されているので、対効果を最大化するためにも、実際のニーズを正確に把握した上で、前向きに進めていくべきだと思う。

5 議場移転と他施設との関係

- ・ 議会関連施設（議場・議長室・議員控室・議会事務室）以外の町有施設は、町長等の管理となる。

- ・ 町有施設は、行政財産としてそれぞれに用途が定められており、三種町公共施設総合管理計画（別添）および三種町公共施設等個別施設計画（別添）に、今後の管理方針が明記されている。
- ・ 令和6年10月31日、委員長が執行部（総務課）に、議会が行政財産を利用することに対する見解を確認したところ、常時利用であれば条例改正が必要となり、一時利用であれば目的外使用となるが、いずれの場合でも、現に利用されている多くの町民がいることから現実的な運用には向かないのではないかと、という回答があった。
- ・ 以上により、議会が議場を移転するという方法を選択することは、非常に難しい。

6 改修費用

- ・ 令和6年10月31日、委員長が執行部（建設課）に、改修費用の見積を依頼できないか確認したところ、建築設計できる職員がいないため、執行部においては対応できない旨の回答があった。
- ・ また、アスベスト調査が必要となる可能性もあることから、議会の方針決定後に外部委託するのが適当ではないかという助言があった。
- ・ 以上により、議会の方針決定前に改修費用の算定方法を見出すことができないため、改修費用に関する調査は終了する。

7 委員の意見【令和6年11月28日時点】

- ・ 部分改修を行う。
 - 最小の費用で最大の効果が得られるようニーズ把握が必要である
- ・ 改修は行わない。
 - 動画配信に要する経費が高額な上、議場改修まで経費を掛けることは、町民の理解が得られない

8 委員会案の中間集約【令和6年12月10日時点】

- ① 部分（最小の費用で最大の効果が得られる程度）改修を行う。
 - 賛成者5人
- ② 改修は行わない。
 - 賛成者8人

9 パブリックコメントの実施

(1) 実施期間 令和7年2月14日（金）～3月14日（金）

(2) 実施方法 町ホームページに掲載

- ・ 議会だより2月号（パブコメ用紙を挟む。）により事前周

知を図る。

- ・ 中間集約した委員会案に対する町民の意見を募集する。
- ・ 意見募集は、議会事務局へのメール及び本庁・支所に受付箱を設置して受け付ける。
- ・ 氏名・住所が明記されたものを議会への意見として取扱う。

(3) 委員会案 議場の改修は、次のとおりとする。

- ・ 改修は行わない。